

## 学位論文内容の要旨

学位申請者	畑中 綾子 【人間発達科学専攻 平成26年度生】	要 旨
論文題目	日本の医療分野の賠償訴訟にみられる積極的司法とその影響－米国の医療・医薬品事例との比較をもとに	<p>従来、医薬品副作用の賠償訴訟や医療過誤訴訟では、説明義務違反や相当程度の可能性といった法理により、司法が国や医師の賠償責任を緩やかに認めて広く被害者の救済を図り、同時に司法過程で安全対策や救済制度の創設などを示唆してきた。賠償訴訟は、迅速かつ広範な被害救済、原因究明、政策提言といった過剰な機能を抱え込んできたと言える。この事実認識に基づき、本論文は、これらを日本における司法の積極的機能と位置付けて批判的に考察した。米国法との比較により、過失の有無それじたいよりも損害の薄くて広い「痛み分け」を重視する日本的「公平」観念や、裁判所実務を支えた利益衡量法学の存在が浮き彫りにされた。被害者救済や立法促進という貢献が認められる反面、医療の萎縮や医師の過剰負担などの問題も生じたと言える。また、低額の賠償額によって被害救済対象拡大とバランスを取ろうとしたことは、結局は過失責任の曖昧化を招いたのではないかという分析が導かれた。以上から、各種被害救済制度や事故調査制度などが設置された現在、これらの様々な補完的制度との連携の中で、賠償訴訟の役割は司法作用の名にふさわしい本来の意味での厳格な過失責任主義に回帰していくべきではないか、という結論が導かれた。このような司法運営によって、不適切な行為は効果的に抑止することができ、逆に医療行為・医療行政に無用な委縮効果を与えず、将来に向けた当事者の積極的な政策運営や医療活動を促進すると期待できる。</p>
審査委員	(主査) 教授 小谷 眞男	
	准教授 デアウカンタラ マルセロ	
	教授 平岡 公一	
	准教授 大森 正博	
	教授 樋口 範雄	